

メインストリートの街並み形成を考えて 沿道景観のこれからに向かって

西村幸夫（東京大学教授）

メインストリートは都市の財産

地域の中心的な都市にとって目抜き通りはその都市の顔となるような景観であることは論を待たない。その風景が都市の質的なイメージを決定づけている例も少なくない。本誌でとりあげた、東京の丸の内仲通り、大阪の御堂筋、福岡の明治通り、長野の大門通りなど、まさしくそのようなメインストリートの代表例である。

これらメインストリートの景観は、それぞれの都市の個性を生み出す根幹であり、都市にとっての貴重な公共的な財産である。それはまた、都

市の価値増進の源であり、グローバルな都市間競争に勝ち抜くための重要な資源でもある。では、それぞれの都市にとって決してこれまでどのような沿道景観対してこれまでどのような沿道景観形成の戦略が立てられてきたのか、また今後この問題をどのように考えていくべきなのかといった問題について、私たちはどれだけ意識的であつただろうか。

たしかに道路整備の局面ではそれなりの配慮が払われてきたといえよう。法定の景観計画などにおいても紙面を割いて今後の景観形成の指針が述べられているだろう。しかし、

の具体的な実施方法が重要になつてくる。開発諸制度のなかにデザイン評価に関する基準を導入することや、イギリスのCABEのように具体的な建築デザインのアドバイスをおこなう仕組みを設立することなどが試みられるべきである。

沿道景観全体のマネジメントへ

次に、中心的な課題としているのが目抜き通り沿道に建つ建築物の調整に関する提言である。

建築群の調整でまず問題となるのは、都市再生特区や公開空地の提供と連動した容積緩和型のインセンティブが結果的に沿道景観の調和を阻害することにつながっているという事実である。むしろ沿道に建物をそろえることに公共的な意義を見出し、推進していく仕組みを都市ごとに案出していくことが求められる。

本誌で取り上げた大阪や福岡などの事例はその実践例であるが、それだけにとどまらず、より積極的な公的セクターによる推進施策が求められている。

壁面線や高さが一定程度調和した建築群をつくつていこうとするとしても、その際どのように個々の建築デザインを評価するのかという問題をクリアしなければその先へは進めない。デザインレビューの導入とそ

この問題に対し一貫した政策のもとで、組織としての対応がはかられ

てきたかというと、いくつかの例外では、それぞれの都市にとって決してこれまでどのような沿道景観形成の戦略が立てられてきたのか、また今後この問題をどのように考えていくべきなのかについてはほとんど手

がかりがない状態である。鳥海基樹氏が紹介するフランスの公共空間整備憲章はこの問題に関して貴重な手

法をどのように変化が目に見える形で実現する。しかし、その時のデザインの拠り所が日本では漠然としている。

たしかに景観計画などには幹線街路沿いの景観のあり方について記述はあるだろうが、それが具体的にどのようなデザインによって実現されるべきなのかについてはほとんど手

がかりがない状態である。鳥海基樹氏が紹介するフランスの公共空間整備憲章はこの問題に関して貴重な手

法をどのように変化が目に見える形で実現する。しかし、その時のデザインの拠り所が日本では漠然としている。

公共空間の整備憲章

提言はいくつかの性格を持つている。第一に、公共空間としての道路空間をどのようなものとしてデザインしていくかという問題に対する提言

Dのように活動の資金源（たとえば

市民に公表され、多くの人々が関心を持って自分たちのまちの目抜き通りを見つめていけるような制度、目抜き通りの景観問題に関わりを持つて行けるようなプロセスを制度として保証する必要がある。

これを「沿道まちづくり」と呼ぶとするとならば、沿道まちづくりをすすめることが必要なのである。沿道

の貴重な機会ともなり、さらには沿道の資産価値の維持と増大にもつながるものもある。

こうしたことを通して実現するメソッドは、沿道のオフィスや商店だけが得る恩恵なのではなく、都市居住者が享受することのできる市民が私たちの目標すべき将来の姿なのである。

この問題に対し一貫した政策のもとで、組織としての対応がはかられ

てきたかというと、いくつかの例外では、それぞれの都市にとって決してこれまでどのような沿道景観形成の戦略が立てられてきたのか、また今後この問題をどのように考えていくべきなのかについてはほとんど手

がかりがない状態である。鳥海基樹氏が紹介するフランスの公共空間整備憲章はこの問題に関して貴重な手

法をどのように変化が目に見える形で実現する。しかし、その時のデザインの拠り所が日本では漠然としている。

たしかに景観計画などには幹線街

路沿いの景観のあり方について記述はあるだろうが、それが具体的にどのようなデザインによつて実現され

るべきなのかについてはほとんど手

がかりがない状態である。鳥海基樹氏が紹介するフランスの公共空間整備憲章はこの問題に関して貴重な手